

新型コロナウイルス感染防止集中対策期間中の県立中・高等学校における
オンライン授業の実施状況等について

令和3年6月10日
広島県教育委員会

1 趣 旨

新型コロナウイルス感染防止集中対策期間中の県立中・高等学校における、オンライン授業の実施状況等について報告する。

2 実施期間

令和3年5月24日（月）から令和3年6月1日（火）まで

3 実施状況

- (1) 県立中・高 82 校でオンライン授業が提供できる態勢を整えた。
- (2) このうち、分散登校対象の 40 校全校でオンライン授業を実施した。

(分散登校)

※1 次に該当する場合は分散登校の対象外とした。

- ①最終学年の生徒
- ②1 学年 3 学級以下の学校
- ③専門学科等において教育課程上必要な教育活動（授業の一環として位置づけている実習等）を実施する学校

※2 分散登校の対象外であっても、感染等の心配があるなどの事情があつて登校できない生徒や、陽性者の濃厚接触者として自宅待機を要する生徒等に対して、オンライン授業を実施した。

4 オンライン授業実施上の成果と課題（学校の管理職の声から主なものを抜粋）

(成果)

- ICT推進教員を中心に校内でオンライン授業の研修を実施した。これにより、学校全体としてオンライン授業の改善が図れた。
 - ・画面上での見え方や発問を工夫
 - ・課題や板書をデジタル化することで、生徒が授業の復習に活用
 - ・オンライン授業に対応した教材の開発
- チャット機能（複数の利用者がリアルタイムにメッセージを送信できる機能）等の利用により、普段は授業中にあまり発言しない生徒が積極的に授業に参加する様子が見られた。

(課題)

- 対面授業と比較して、オンライン授業では生徒の学力の定着度が分かりにくい。
- オンライン授業で1日中集中して画面を見ることは、生徒にとって負担が大きい。

集中対策期間延長（6/2～6/20）に伴う対応

（１）授業

- ・対面授業に戻し，対策期間中は，いつでも分散登校及びすべての授業のオンラインでの配信が再開できるよう全校で態勢を維持する。
- ・臨時休業となった学校においては，オンラインで授業を配信する。
- ・感染等の心配があるなどの事情があつて登校できない生徒は，家庭においてオンライン授業を受講させる。

（２）部活動の制限

新型コロナ感染拡大防止集中対策期間中は，引き続き休止とする。

ただし，校長の認める必要最小限の活動（学校体育団体主催大会や，最終学年の生徒の学校生活最後の大会に向けた活動等）については，感染リスクを低減させた上で実施できることとする。その場合，学校の休業日においても１日の活動時間は２時間以内（大会への出場等を除く。）とする。また，他校等の練習試合及び合同練習（合同チームを除く。）は行わない。

（３）寄宿舎の生徒の帰省の制限

引き続き，寄宿舎から自宅への帰省は原則として行わせないこととする。

ただし，帰省した生徒については，自宅においてオンライン授業を受講させることとする。

（４）その他

- ・人と人との接触機会の低減を図るため，外出の機会の半減することなどを，生徒に改めて徹底する。
- ・より優先順位の高い検査の状況を踏まえつつ，教職員及び外部指導者へのPCR検査受検の強化を図ることとする。